

# 平成 2 1 年度 内閣府税制改正要望結果

平成21年1月23日

## 【防災対策の推進】

| 要 望 項 目  | 結 果   | 担 当 者   |
|--|---|---|
| <p>【延長】<br/>三宅島噴火災害の長期避難指示による被災代替家屋等に係る軽減措置の延長<br/>(固定資産税)</p> | <p>・三宅島噴火災害により滅失・損壊した家屋及び償却資産に代わるものとして一定の被災地域内で取得する家屋及び償却資産に係る固定資産税の減額措置の適用期限を4年延長する(平成 25 年3月 31 日までに取得されたもの。)</p>   | <p>政策統括官(防災担当)付参事官(災害復旧・復興担当)<br/>青木 重仁<br/>(TEL:03-3501-5191)</p>  |
| <p>【延長】<br/>新潟県中越地震災害による被災代替家屋に係る軽減措置の延長<br/>(固定資産税、都市計画税)</p> | <p>・新潟県中越地震災害により滅失・損壊した家屋に代わるものとして一定の被災地域内で取得する家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置の適用期限を2年延長する(平成 23 年3月 31 日までに取得されたもの。)</p>  | <p>同上</p>   |
| <p>【拡充・延長】<br/>地震防災対策用資産の取得に関する特例措置<br/>(所得税、法人税、固定資産税)</p>    | <p>東海地震に係る地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域における地震防災対策用資産の取得に関する税制上の特例措置について、対象資産を緊急地震速報受信装置及び関連設備(感震装置・緊急遮断装置)に改める等の拡充を行ったうえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得税・法人税の特別償却制度について、特別償却率を 20%に引き上げるとともに、適用期限を2年延長する(平成 23 年3月 31 日までに取得されたもの。)</li> <li>・固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を最初の5年間価格の3/4としているものを最初の3年間価格の2/3に改める(平成 22 年3月 31 日までに取得されたもの。)</li> </ul> | <p>政策統括官(防災担当)付参事官(地震・火山対策担当)<br/>池内 幸司<br/>(TEL: 03-3501-5693)</p> |

| 要 望 項 目   | 結 果   | 担 当 者   |
|---|---|---|
| <p>【拡充・延長】<br/>住宅に係る耐震改修促進税制(良質な住宅への投資を促進するための緊急措置の創設等)<br/>(所得税)</p> | <p>個人が、昭和56年5月31日以前に建築された住宅(現行の耐震基準に適合しないものに限る。)の耐震改修工事を行った場合、税額控除対象金額(上限:200万円)の10%をその年分の所得税額から控除する制度について、以下の措置を講じた上で、適用期限を5年延長する(平成25年12月31日までに工事されたもの(※)。)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の適用対象区域について、地方公共団体が耐震改修計画に基づき耐震改修工事を補助している地域に加え、地方公共団体が耐震診断のみを補助している地域を新たに含めるほか、補助金額の下限要件を撤廃することにより、要件を緩和する。</li> <li>・税額控除の対象となる金額について、改修に要した費用の額と、改修に係る標準的な工事費用相当額(※※)とのいずれか少ない金額とする。</li> </ul> <p>※ 平成21年1月1日以後に行う耐震改修について適用する。<br/> ※※ 「標準的な工事費用相当額」とは、改修工事の種類ごとに標準的な工事費用の額として定められた単価に、当該改修工事を行った床面積等を乗じて計算した金額をいう。</p> | <p>政策統括官(防災担当)付参事官(地震・火山対策担当)<br/>池内 幸司<br/>(TEL: 03-3501-5693)</p> |

### 【少子化対策の推進】

| 要 望 項 目   | 結 果  | 担 当 者  |
|---|--|--|
| <p>【延長】<br/>子育て支援税制(事業所内託児施設に係る法人税の優遇措置(割増償却))の延長<br/>(法人税、法人住民税、事業税)</p> | <p>・一定の要件の下、法人が事業所内託児施設を新設した場合、当該施設及びこれと同時に設置する一体の器具備品について、5年間20%(次世代育成支援対策推進法に規定する中小企業主については、5年間30%)の割増償却ができる措置を2年間延長(平成23年3月31日までに設置した施設が対象)</p> | <p>政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(少子・高齢化対策第1担当)<br/>川又 竹男<br/>(TEL: 03-3581-1403)</p> |

**【その他】**

| 要 望 項 目  | 結 果   | 担 当 者  |
|--|---|--|
| <p>【拡充】<br/>株式会社地域力再生機構が再生支援をした事業者が資産の評価替えを行った場合の評価損の損金算入等<br/>(法人税、法人住民税、事業税)</p> | <p>・迅速な企業再生を支援する観点から、民事再生等においては、債務免除が行われた際に、資産売却による損の実現を待たずに評価損の損金参入ができるとともに期限切れ欠損金の優先利用を認める税制措置が講じられているところであるが、地域力再生機構が関与する私的整理についても、この税制措置の適用対象とする。</p> | <p>地域力再生機構(仮称)準備室参事官 籠宮 信雄<br/>(TEL: 03-3581-9290)</p> |
| <p>【拡充】<br/>特定目的会社に係る課税の特例等の要件における機関投資家の範囲の拡充<br/>(法人税、所得税、法人住民税、事業税)</p>          | <p>・特定目的会社の課税の特例における機関投資家に沖縄振興開発金融公庫を加える。</p>   | <p>沖縄振興局参事官(調査金融担当) 川島 俊通<br/>(TEL:03-3581-1027)</p>   |
| <p>沖縄におけるガソリン税に係る軽減措置の継続<br/>(揮発油税、地方道路税)</p>                                      | <p>・現行の軽減措置を引き続き実施。</p>   | <p>同上</p>  |

[照会先]  
大臣官房企画調整課  
課長 嶋田裕光、課長補佐 岡 朋史  
(TEL:03-3581-4711)